

# 地方創生と農村の振興・活性化

## ～平成27年度食料・農業・農村白書から～

政府は、5月17日に「平成27年度食料・農業・農村白書」を閣議決定し、公表した。そのうちから、「第3章 地域資源を活かした農村の振興・活性化（第5節 都市農業の振興を除く。）」の部分を紹介します。

なお、白書の構成は次のようになっている。

はじめに

特 集

TPP交渉の合意及び関連施策

第1章 食料の安定供給の確保に向けた取組

第2章 強い農業の創造に向けた取組

第3章 地域資源を活かした農村の振興・活性化

第4章 東日本大震災からの復旧・復興

### 第3章 地域資源を活かした農村の振興・活性化

#### 重点テーマ 地方創生の動き

人口減少や高齢化が進行する中、農業・農村の価値が再認識され「田園回帰」の流れが生まれつつある。このような中、農村が有する地域資源を活用し住民自らが様々な取組を行い、地域活性化を目指す動きが見られる。

農村は、農業の持続的な発展の基礎として国民に食料を安定供給するとともに、国土の保全や水源の涵養等多面的な機能の発揮の場となっています。しかし、農村では都市部に先駆けて高齢化や人口減少が進行し、地域によっては、集落機能や地域資源の維持にも影響が生じることも懸念されています。

一方で、近年、都市に住む若者を中心に農村の魅力の再発見が進み、都市と農村を人々が行き交う「田園回帰」ともいべき流れが生まれるなど、農業・農村の価値が再認識され、農村の活性化につながる動きも見られています。

このような中、これからも農村が魅力ある存在であり続けるためには、農村の直面する課題を農村の住民のみならず、都市住民も含めた国民全体の課題として認識することが必要です。

#### (地方創生と農村の活性化)

平成20（2008）年をピークに我が国の人口は減少傾向が続いているが、特に農村地域における人口減少及び高齢化の進行が顕著です。さらに総農家数が減少する一方で、土地持ち非農家数が増加しており、農村における農地等の資源やコミュニティの維持が困難になる可能性があります。また、多くの市町村において、事務事業の見直しや組織の合理化等による職員数、特に農林水産部局の職員数が減少している中、市町村財政の農林水産業費も大きく減少しており、将来にわたって地方における農政の推進体制の確保が必要となっています。

しかしながら、農村を活性化させ、魅力ある存在とするためには、そこに人が住んでいなければならず、そのためには「田園回帰」の対話型社会を実現し、若者も高齢者も全ての住民が安心して生きいきと暮らしていく環境を作り出すことが重要です。このように農村をめぐる状況が大きく変化している中、平成26（2014）年1月に、まち・ひと・しごと創生法が制定され、関係府省の連携により政府全体で地方創生の深化を推進していくこととしています。

また、新たな食料・農業・農村基本計画（平成27（2015）年3月閣議決定）では、まち・ひと・しごと創生総合戦略等を踏まえ、関係府省の連携の下、農村の振興に向けた取組を総合的に推進することとしており、農林水産省においても、食料・農業・農村基本計画と併せて「魅力ある農山漁村づくりに向けて」（農山漁村活性化ビジョン）を策定し、①農山漁村にしごとをつくる、②集落間の結び付きを強める、③都市住民とのつながりを強めるという3点を基本的な視点とした農村の活性化に向けた方策の推進と地域の実践活動を後押しすることとしています。

このような観点から、農村の活性化に向けた地域コミュニティ機能の発揮等による農地等の地域資源の維持・継承や住みやすい生活環境の実現、都市と農村の交流や都市住民の移住・定住の促進、インバウンド需要にも対応した農村における雇用の確保と所得の向上等の取組が行われています。

### 事例 地域資源を活用した地域活性化の取組

人口減少や高齢化が進んだ島根県浜田市金城町美又地区では、地域の資源である食材等を活用した地域活性化の取組を展開しています。

平成23（2011）年に地域住民等で設立された美又湯気の里づくり委員会は、地域特産の古代米、黒米に着目して、栽培、加工・商品化することを検討し、地域全戸を対象としたワークショップ等で商品名やパッケージデザイン等を決定しました。委員会は地域に特定非営利活動法人 美又ゆめエイトを設立、黒米を加工した焼酎の商品化に成功するとともに、同じく地域特産の黒大豆を加工した豆腐と併せ、黒食材と称して地元の美又温泉で販売しています。ブランド化の推進により、黒米や黒大豆を栽培する農業者の所得が3倍に増加する効果も出ており、地域資源を活用して「地域まるごと6次産業化」を実践しています。（第2回「ディスカバー農山漁村の宝」選定地区）

### （地域コミュニティ機能の維持・発揮）

高齢化や人口減少の進行が著しい中山間地域等においては、多くの集落において集落規模の縮小等により、地域コミュニティ機能の維持が困難になりつつあります。このような状況では、これまで地域の共同活動により維持されてきた農地等の地域資源の継承や地域の特性に応じた付加価値の高い農産物の生産・加工・販売等の活動の展開が困難となることも懸念されます。

このような中、地域全体でのコミュニティ機能の維持・発揮を図るため、地域の実情を踏まえつつ、小学校区など、複数の集落が集まる地域において、生活サービス機能等を基幹集落に集約・確保した「小さな拠点」と周辺集落をネットワークで結ぶ取組を関係府省の連携により推進することとしています。

そのためには、住民自らが主体となって話し合い、地域の将来像の合意形成とその実現に向けた取組を進めていくことが重要です。具体的には、地域住民からなる組織を中心として庭先集荷等の生活サポート等地域の暮らしを支える取組や、複数集落の連携による地域資源の維持や農産物の高付加価値化等を展開することが考えられます。その際には、市町村担当者や専門知識を有したファシリテーター等、地域内外の多様な人材が参画したワークショップ等を実施することが効果的です。

このような取組を通じて、住民が主体となり日常生活に必要なサービスを確保・提供し、集落間の結び付きを強めていくことが重要であり、関係府省が連携し、その推進を

図っているところです。

### 事例 集落間の連携による生活支援も含めた農業振興の取組

新潟県上越市櫛池地区は、櫛池川の両岸に散在する11集落からなり、肥沃な農地による稻作を主産業とした自然豊かな地域です。他方、標高100mから450mの中山間地域に位置し、冬期の積雪が2mから3mにまで及ぶなど、農業生産条件や居住条件が厳しく、集落人口の減少や高齢化の進行に伴い、農業生産や居住が困難となることが懸念されていました。

そこで、平成17（2005）年度から始まった中山間地域等直接支払の第2期対策をきっかけとし、地区全体で集落や農地等の地域資源の維持管理等を行う櫛池農業振興会を設立しました。

櫛池農業振興会は、農業上の共同活動にとどまらず、農産物の加工・販売や農産物の出荷手段に乏しい生産者への庭先集荷サービス、都市との交流活動の受入体制構築による地域の活性化を推進しています。また、小規模・高齢者集落間の生活支援も含めた取組を行い、安心した地域居住の実現を目指しています。

### （多様な人材の都市部から農村への移住・定住）

都市と農村の交流は、それぞれの住民による相互理解を深めつつ、農村の価値を再評価することで、農村に人を呼び込み、新たな経済活動を創出する契機となることが期待されています。このような中、都市と農村との交流を一過性の取組に終わらせることなく、都市との交流人口を増加させ、農村への移住・定住へと発展させている事例が全国各地で展開されています。平成26（2014）年に東京在住者を対象とした移住に関する意向調査によると、今後地方へ移住する予定又は移住を検討したいと回答した人は全体の4割、関東圏以外の出身者においては5割となっており、移住を検討している住民が一定程度存在する結果となりました。

地方への移住希望者の面談やセミナーの開催、電話での問合せに応じている特定非営利活動法人ふるさと回帰支援センターによると、移住を検討している都市住民から相談等を受ける件数は年々増加傾向にあります。また、移住を検討している住民の年齢構成では、若年層の割合が増加しており、移住に関心を示す年齢層に変化が生じつつあります。

しかしながら、これら移住を希望する者にとっては、地方での仕事の確保、生活

施設や交通手段の利便性等、解決すべき課題が多数存在しています。このことから、都市と農村の交流から移住・定住への発展を戦略的に進めるためには、移住・定住希望者が「お試し」的に居住できる仕組みづくりや複数地域に生活・就業拠点を有する二地域居住の促進、移住前後のきめ細かな相談体制の整備を図ることが重要です。また、農村での就業に結び付けるためには、空き家、廃校等を活用した就農研修施設等の整備や、就農と住居をパッケージ化した総合的支援プランの策定等の取組を推進することも重要です。

さらに、農林水産省では、このような取組と併せて、地域の活性化を担う人材の育成に取り組む集落等を支援するため、平成20（2008）年度から「田舎で働き隊」事業により、農村に関心を持つ都市住民等を農村に派遣しています。本事業により派遣された者の中には、事業終了後も地域に定着し、地域のコーディネーター等として活躍している例も見られます。このような多様な人材が、地域住民では気付かない未利用資源を利活用することによって、地域活性化に取り組んでいます。

なお、本事業は平成27（2015）年度から総務省が実施する「地域おこし協力隊」と名称を統一するとともに、合同説明会や合同研修の実施、全国サミットを通じた隊員間の交流促進等の一体的な運用を行い、地域の人材育成や定住に向けた取組を強化しています。

### 事例 中山間地域の空き家を活用した地域活性化の取組

兵庫県のほぼ中央部に位置する神河町は、人口約1万2千人、町の面積の8割を山林が占める中山間地域です。

同町は他の中山間地域同様に高齢化・人口減少が進んでおり、集落に点在する空き家の利活用が地域の大きな課題となっていたため、都市住民の移住受入れを進めて町の活性化を目指すこととしました。平成22（2010）年には、建築業者、地域住民代表等で構成する、かみかわ田舎暮らし推進協会が設立され、同町が実施する「空き家バンク・空き土地運営」と連携して、田舎暮らし体験イベント、空き家見学ツアーや空き家再生等に取り組むことにより都市住民の移住を推進しています。

このうち、空き家再生の取組では、空き家再生講習会を開催し、都市部からのボランティアが地元の技術職人から空き家の改修・修繕技術を学んでいます。

これらの取組みの結果、平成26（2014）年度までに、改修を施した空き家等に140人が移住し、移住者自らがオーナーとなった店もオープンしています。また、空き家を活用した田舎暮らし体験施設を2件、空き家・空き店舗を利活用した店を11件（うち交流施設6件）開業するなどした結果、神河町全体の交流人口は年間約70万人となり、移住者の増加と併せて地域の活性化に結び付いています。（第13回 オーライ！ニッポン大賞 審査委員会長賞受賞事例）

## 事例 田舎で働き隊をきっかけとした移住と都市農村交流活動への従事

旅行会社においてインバウンド業務等に従事していた柴田さほりさんは、平成22（2010）年に「田舎で働き隊＊1」として長野県飯山市に赴き、グリーン・ツーリズム拠点施設で都市農村交流に係る取組を行っていました。任期満了後は現地に移住し、現在は、一般社団法人信州いいやま観光局の職員として、着地型旅行商品＊2の開発や営業等の業務に従事しています。

旅行商品として、飯山の伝統工芸である仏壇に関する体験商品や酒蔵巡りツアーを開発し、わら細工づくり体験メニュー開発に関しては地域の高齢者に指導役として協力してもらうなど、移住者の視点で地域の魅力や価値を発信することを心がけています。また、地域に多数存在する古民家を後世に残したいと考え、古民家で映画を上映する映画祭を開催するなどユニークな取組も行いました。

これらの活動により国内のみならず海外からの旅行者も増えつつあり、柴田さんは今後も地域の人とのふれあいを通じて飯山の自然、文化、人の魅力を発信し、地域と都市・海外の交流、地域の活性化につなげたいと考えています。

（第12回 オーライ！ニッポン大賞 ライフスタイル賞受賞事例）

\*1 現在の名称は「地域おこし協力隊」

\*2 旅行者を受け入れる地域が企画する、その地域の観光資源を利用した旅行商品

## 事例 農家民宿、定住化促進を通じた農村の維持・活性化

山形県南部に位置する飯豊町中津川地区は、123世帯、305人、10集落で構成された山村集落です。

当地区では昭和49（1974）年、将来の人口減少等に危機感を持ち、中津川むらづくり協議会を立ち上げ、「地域と自然共生」や「住みよい中津川」等を目指し、農家民宿や移住・定住支援に取り組んでいます。

このうち、農家民宿には、平成26（2014）年度に1,165人が宿泊し、うち157人は台湾からの宿泊者でした。この農家民宿の取組により、都市と農村の交流が活発となり、高齢者の活動の場が広がりました。

また、移住・定住支援の取組では、農業や暮らし・雇用など専門分野ごとの支援員制度を設け、移住を希望する人をサポートしています。この取組により、平成23（2011）年度以降、7世帯15人が同地区へ移住し、農業のほかカフェの経営や草木染めなど様々な分野に就業しています。地区では移住者が新たな移住・定住希望者の相談相手となっており、自主的に独自のホームページを開設し、SNS＊等を活用した都市住民への情報発信に努めるなど、都市と農村の交流を通じ、地域の活性化が期待されています。（第12回 オーライ！ニッポン大賞受賞事例）

\* Social Networking Serviceの略。登録された利用者同士が交流できるウェブサイトのサービス

## (インバウンド需要への農村における取組)

食をテーマに開催された2015年ミラノ国際博覧会における日本館の盛況を始めとして、諸外国における我が国への関心は高くなっています。近年の円安方向への推移、新たな世界遺産の登録、短期滞在ビザの免除や緩和等もあいまって、訪日外国人旅行者数は、平成27（2015）年には約1,974万人と過去最高になりました。訪日外国人旅行者はその旅行において、我が国における食事に大きな期待を持っています。旅行中の飲食費として約6,400億円の消費をもたらしています。

訪日外国人旅行者の多くは東京や大阪等の大都市を中心に訪問していることから、今後はこれら旅行者を地方へ呼び込むことが重要です。このため、農林水産省では、地域の食とそれに不可欠な食材を生産する農林水産業や特徴ある歴史、文化、景観等の地域の観光資源を一体的に海外に発信するための仕組みとして「食と農の景勝地」を創設し、観光庁等の関係府省庁のインバウンド促進施策と連携して情報発信していくこととしています。

また、農林水産省と観光庁は、平成27（2015）年5月に外国人旅行者の農山漁村への訪問・滞在を促進し、農山漁村地域の活性化を図ることを目的として「Japan.Farm Stay」シンボルマークを制定し、訪日外国人旅行者の受入に意欲を有する農林漁業体験民宿のブランド化を推進しています。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、今後更に増加が見

込まれる外国人旅行者を地方へ呼び込み、農村における交流人口の拡大や農林水産業の成長産業化を進めることで、雇用の確保と所得の向上に結び付くことが期待されています。

### 事例 外国の旅行会社を招いての農業・農村体験ツアーの実施

平成27（2015）年9月、岩手県遠野市と住田町の遠野・住田ふるさと体験協議会は、欧米を含む諸外国の旅行会社社員を対象として農家民宿への宿泊体験や農業体験ツアー＊を受け入れ、我が国の農業・農村地域の魅力をアピールしました。

この体験ツアーには3泊4日の日程で、13の国や地域から30人が参加しました。体験ツアーでは、「Japan.Farm Stay」に認定されている農家民宿での食事や宿泊、農作物の収穫体験等が行われ、参加者からは「農業や漁業、ホームステイ等の田舎の生活の体験を通して、日本の田舎暮らしを深く知ることができた」等の感想がありました。

参加した旅行会社社員はこの体験ツアーを通じて、日本の農業・農村地域を対象としたツアーの商品開発を進めたいとしており、これらニーズを踏まえた訪日外国人旅行者の受入体制を早急に構築することが必要です。（第2回「ディスカバー 農山漁村の宝」選定地区）

\* VISIT JAPAN トラベルマート2015（日本政府観光局（JNTO）主催）の一環で行われたもの

## 第1節 農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮

農業の持続的な発展の基盤であり、農業の持つ多面的機能の発揮の場でもある農村地域では、人口の減少や急速な高齢化の進行により、集落機能や地域資源の維持が困難となる懸念が生じています。他方、多様な主体との交流等を経て伝統的な農業・農村における地域資源の価値等が再認識され、農村の振興・活性化に向けた動きもみられます。

以下では、農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮を図るために講じている施策や取組について記述します。

### (農業・農村の持つ多面的機能)

農業・農村は食料を供給する機能だけではなく、農業生産活動を通じて、国土の保全や水源の涵養<sup>かんよう</sup>、生物多様性の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、様々な機能を有しており、このような多面にわたる機能による効果は、地域住民を含め国民全体が享受しています。

また、農業、林業及び水産業は農山漁村地域において、それぞれの基盤である農地、森林、海域の間で相互に関係を持ちながら、水や大気、物質の循環等に貢献しつつ、多面的機能を発揮しています。

平成26（2014）年度には、これら農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るために行われる地域活動や農業生産活動、環境保全に効果の高い営農を支援する目的で日本型直接支払制度が創設されました。また、平成27（2015）年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、国、都道府県及び市町村が相互に連携を図りながらこれらの取組が実施されています。

### (多面的機能支払)

多面的機能支払では、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るために地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することとしています。

多面的機能支払のうち農地維持支払は、地域共同で行う水路の泥上げ、農道の路面維持 等の地域資源の基礎的な保全活動等を対象としています。また、資源向上支払は、水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等農村環境の良好な保全を目的とした地域資源の質的向上を図る共同活動や施設の長寿命化のための活動を対象としています。

これらの取組は、水田のみならず畠地や草地においても拡大しており、平成28（2016）年1月末現在の取組の見込みとして、農地維持支払は217万8千haの農用地を対象に2万8千組織、資源向上支払は193万3千haの農用地を対象に2万3千組織となっています。

#### 事例 多面的機能支払による田んぼダムの取組

日本一のもち米作付面積を有する北海道北部名寄市<sup>なよろし</sup>のでは、約8,200haの農地を対象に、多面的機能支払に係る共同活動が実施されています。

この地域は平成13（2001）年度の記録的な豪雨により農地の湛水被害を受けたため、田んぼダム＊の検討がなされ、平成19（2007）年度から取組を開始しました。

現在、約3,500haの水田において多面的機能支払を活用し、9つの活動組織の非農業者を含む約500人が参加し、田んぼダムの取組を実施しています。これにより、農地の湛水被害の面積の減少といった効果が認められ、名寄市のみならず周辺地域にまで田んぼダムの取組が広がっています。なよろし

\* 田んぼダムとは、大雨の時、水田に一定程度の雨水を貯留し、農地からの雨水流出のタイミングを遅らせることにより、下流域の洪水被害を軽減・防止する取組

### （中山間地域等直接支払）

中山間地域等直接支払は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続し、多面的機能の確保を図ること目的に平成12（2000）年度から実施しています。本制度は施策の評価を第三者委員会において実施しつつ5年ごとに対策の見直しを行っており、平成27（2015）年度から第4期目の対策が実施されています。第4期対策では、女性・若者等の集落活動への参画や、集落の枠を超えた広域での集落協定に基づく複数集落連携の活動体制づくり、条件が特に厳しい超急傾斜地における農業生産活動への支援が強化されています。

平成28（2016）年1月末の取組の見込みは65万4千haとなり、前年度と比較して3万3千haの減少となりました。これは、小規模な協定集落における農業者の高齢化等による協定者数の減少や、新たな協定締結に必要な話し合いに時間を要したこと等により新たな協定が締結できなかったこと、協定参加農家が耕作できなくなった農地の引き受け手がみづからなかったこと等により協定農用地の一部を除外したこと等が要因と考えられます。このため、農林水産省では、平成27（2015）年度から強化された支援策をさらに活用するため、小規模な集落を取り込んだ広域の集落に対して、農業生産活動の継続が難しくなった場合の交付金の返還ルールを緩和するなどして、取組の拡大を図っていくことを検討しています。

### 事例 中山間地域集落の女性グループによる草もちの製造・販売

富山県氷見市論田集落は氷見市西部に位置する中山間地域の集落です。本集落の農地は傾斜が大きく、点在しており、農業者の高齢化や人口減少が進み、農地の荒廃が懸念されていました。

のことから、集落では平成12（2000）年度から中山間地域等直接支払を活用して集落における農業生産活動を維持し、農地の荒廃を防ぐ活動を行ってきました。

現在は、特産品加工組織「食彩ふるさと」の女性4人が中心となり、地域の特産品のもち米と集落内で採取されたヨモギを使用した草もちを製造し、市内スーパー等へ出荷しています。この草もちの年間製造数は約12万個にのぼり、

特産品の製造により、集落内に雇用を創出することができるなど、集落に活気が生まれつつあります。

### (環境保全型農業直接支払)

環境問題に対する国民の関心が高まる中で、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくために、環境保全に効果の高い営農活動を地域がまとまって行えるよう取り組む必要があります。

環境保全型農業直接支払は、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて、地球温暖化防止や生物多様性に効果の高い営農活動に取り組む農業者の組織する団体等に対し実施しています。具体的には、土壤への炭素貯留を目的とした、①カバークロップ（緑肥）の作付けの取組、②堆肥の施用の取組、③化学肥料・農薬を使用しない有機農業があります。このほか、④地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を限定して取り組むことができる地域特認取組を対象として支援しています。平成28（2016）年1月末現在での支援対象取組別の面積は、地域特認取組が3万2千haと全体の42%を占めており、次いで堆肥の施用の取組（23%）、カバークロップの作付けの取組（18%）、有機農業の取組（18%）と続いており、うち地域特認取組と堆肥の施用の取組は前年度と比較して大幅な増加となっています。

## 第2節 鳥獣被害への対応

シカやイノシシ、サル等の野生鳥獣による農業被害や自然生態系への影響が深刻化、その被害範囲も広域化しており、我が国全般的な課題となっています。また、これらの被害は、営農意欲の減退や耕作放棄地の増加要因となっています。一方で、捕獲の担い手である狩猟者は減少・高齢化傾向にあります。

以下では、鳥獣被害の現状や鳥獣被害対策の具体的な取組について記述します。

### (鳥獣被害の現状)

野生鳥獣による農作物被害額は、近年200億円前後で推移しており、その被害額が大きい都道府県は北海道、福岡県、長野県等となっています。野生鳥獣による被害額のうち、全体の約7割がシカ、イノシシ、サルによるもので、特に、シカによる被害額が依然として高く推移しています。これら野生鳥獣による被害は、営農意欲の減退や離農の増加、耕作放棄地の増加等をもたらしており、被害額として数字に現れる以上に農山漁村に深刻な影響を及ぼしています。野生鳥獣被害が深刻化している要因としては、近年の少雪傾向等にも起因した鳥獣の生息域の拡大、狩猟者の減少・高齢化に起因する捕獲圧の低下、耕作放棄地の増加、過疎化・高齢化等に伴う人間活動の低下等複数の要因が複合的に関係しているものと考えられます。特に、これら野生鳥獣の捕獲の担い手である狩猟免許所持者数は減少傾向であるとともに高齢化が進んでおり、平成25（2013）年度における60歳以上の割合は66.5%となっています。

### (鳥獣被害対策の推進)

農林水産省では、市町村が鳥獣被害防止特別措置法に基づく被害防止計画を作成

し、鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）による捕獲や追払い等の地域るみの被害防止活動、侵入防止柵の設置、地域リーダーの育成、野生鳥獣肉（ジビエ）の利活用等を図る人材育成の取組等を推進しています。

鳥獣被害防止特別措置法に基づいて被害防止計画を策定した市町村は平成27（2015）年10月末時点で1,432まで増加しています。また、実施隊を設置している市町村は1,012まで増加しています。引き続き、被害防止対策の担い手である実施隊の設置の促進と体制の強化が重要です。

さらに、環境省では、平成27（2015）年5月に改正された「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、都道府県等が主体となって行う鳥獣の捕獲等事業や安全かつ効果的に捕獲等を行う事業者の認定制度等の鳥獣管理のための施策を推進しています。このように、鳥獣被害対策は複数の省庁が関係していることから、農林水産省では関係省庁と連携しながら対策を進めています。

### 事例 農業者が主体となった鳥獣被害対策の取組鳥獣被害への対応

長崎県雲仙市ではイノシシによる地域の農作物被害が深刻な状況であったことから、平成23（2011）年、市職員5人で雲仙市鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）を結成しました。当初は市職員による実施隊が中心となって出前講座や研修会等を開催していました。その後、平成25（2013）年にイノシシ被害に悩む地域の20歳代から30歳代の若手農業者を実施隊に追加任命し、行政や地域住民と問題意識を共有しつつ被害対策の計画立案を行い、農業者の視点を取り入れた侵入防止柵の設置や緩衝帯整備、捕獲等総合的な対策を実施しています。また、実施隊はこれら活動の成果を検証することにより、効果的な対策を今後の活動へフィードバックするなど、地域ぐるみで対策に取り組む環境が醸成されつつあります。

現在は、イノシシによる被害額がピーク時の約6千万円（平成18（2006）年）から700万円まで減少するなど取組の成果が顕著に現れています。加えて、狩猟免許所持者の高齢化が進んでいる中、若手農業者自らも狩猟免許を取得し捕獲にも従事するなど、被害対策を効果的に推進する実施隊の全国モデルとして注目されています。

### （野生鳥獣の食肉（ジビエ）利用）

現在、捕獲鳥獣の多くは埋設、焼却処分によって処理されていますが、近年では野生鳥獣肉（ジビエ）として利活用し、レストランやスーパーに販売する動きが進展しています。平成24（2012）年度に厚生労働省が実施したアンケートによると、7割近くが日本産の野生鳥獣食肉に関して「今後機会があれば食べる」、「積極的に食べたい」と回答しており、今後野生鳥獣肉（ジビエ）消費量が増えることが想定されます。

平成26（2014）年11月には「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」が策定され、捕獲・狩猟から消費に至るまでの各工程における安全性を確保する動きが広がっています。地域においては捕獲した鳥獣をジビエとして有効活用し、ブランド化を図る取組もみられます。

捕獲した野生鳥獣の食肉利用のためには捕獲場所の近隣に処理加工施設が必要と

なりますが、これらの処理加工施設の整備も全国で増加傾向にあり、平成20（2008）年12月の42か所から平成27（2015）年6月末時点では172か所まで増加しています。

### 事例 ブランド化されたジビエ

平成26（2014）年度の北海道における野生鳥獣の被害額約49億円のうち約44億円がエゾシカにより引き起こされており、地域農業に与える影響は深刻となっています。

このような中、北海道釧路市阿寒町の有限会社阿寒グリーンファームでは、狩猟等により捕獲されたエゾシカを食肉として加工・販売し地域産業・経済に貢献する地産地消の取組を行っています。同社は、平成17（2005）年に、衛生・品質管理が徹底された食肉処理加工施設を整備し、HACCP認証を取得しました。また、捕獲に加え、冬期（1月から3月）に囮いわな等で生体捕獲されたエゾシカを「養鹿牧場」で一時養鹿し、冬期間に痩せた個体を回復させ、安定供給を確保することにより、年間約1,500頭の食肉処理加工を行っています。同施設で処理加工されたエゾシカ肉はブランド化され、また併せて同社ではエゾシカ肉の缶詰やスープカレー等の商品開発も行い、養鹿から食肉加工、販売までを一貫して実施できる体制を構築しています。

さらに、トレーサビリティが可能な状態で生協等を通じて道内の消費者や道内外の飲食店等にも提供されており、エゾシカ肉は新たな地域資源としての地位を確立しています。

### 第3節 地域資源の積極的な活用

農村地域の活性化を図るためにには、農村地域の豊かな地域資源を活用した新たな価値の創出や農業関連産業の導入等を通じて、地域全体の雇用の確保と所得の向上を図ることが重要です。

以下では、再生可能エネルギー等の地域資源の積極的な活用を通じた雇用や所得の向上等、農村地域の活性化に向けた取組について記述します。

#### （再生可能エネルギーの現状）

我が国の総発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合は、平成26（2014）年度の時点で12.2%となっています。

第四次エネルギー基本計画を踏まえて平成27（2015）年7月に策定された長期エネルギー需給見通しでは、平成42（2030）年度に総発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合を22%から24%程度まで高めることが示されたところです。

国土の大部分を占める農山漁村は、森林資源等のバイオマス、水、土地等の資源が豊富に存在し、再生可能エネルギー源として高いポテンシャルを有しています。一方で、農山漁村はエネルギーの地域外への依存度が高い状況にあり、再生可能エネルギー源を地域主導で活用することで、農山漁村に新たな価値を創出し、地域内経済の循環を図るとともに、そこで発生する利益を農林漁業の発展につなげることにより、農山漁村の活性化を図ることが重要です。

### 事例 農家自らが取り組んだ市民ファンドによる太陽光発電

香川県高松市で農業を営む伊藤伸一さんは、農家個人として太陽光を活用して発電を行う、うさんこやま電力合同会社を設立し、平成27（2015）年2月に発電出力273kW、年間発電電力量32万kWhで運転を開始しました。

事業開始に当たっては、ため池隣接地への太陽光パネル設置等に約9千万円の建設費が必要となりましたが、そのうち約3千万円を一般市民からのファンドにより調達しました。

この市民ファンドへの配当の一部は、地域で生産された無農薬栽培小麦等の農産物や黒にんにく等農産加工品により行われ、また、うどん打ち体験ツアーも配当として提供されているなど、太陽光発電事業を中心とした地域農業の活性化にも結び付いています。

### （小水力発電）

水力発電には、太陽光発電や風力発電と比較して、天候による発電量の変動が少ないという利点があります。特に農業用ダムや農業用水路等の落差等には多くの水力エネルギーが存在していることから、これら農業水利施設と一体的に小水力発電施設の整備を図ることで、そのエネルギーを有効に活用することが可能となります。

平成27（2015）年5月現在、農業農村整備事業等により45地区で小水力発電施設が整備され、出力合計約2.6万kW、年間約1億2,700万kWhの発電が可能となっています。また、81地区において小水力発電施設が計画・建設中であり、農業水利施設の維持管理費の軽減を通じた農業生産コストの削減や農業者の所得向上等につながる取組を推進しています。

### 事例 小水力発電等による農業生産コスト削減への取組

栃木県那須塩原市の那須野ヶ原土地改良区連合は、農業水利施設の落差工を始めとした未利用エネルギーの有効活用により、農業水利施設の維持管理費の軽減や地球温暖化防止に貢献する取組を行っています。同土地改良区連合では、平成4（1992）年に第1号となる小水力発電施設（那須野ヶ原発電所）を整備して以降、順次整備を進め、現在は太陽光発電施設を含む合計9基（発電出力計1,900kW）を稼働させており、年間910万kWhの発電が可能となっています。

これらの電気を、同土地改良区連合が管理する農業水利施設へ供給等することで、施設の維持管理費が大幅に軽減され、農業生産コストの削減につながっています。

### （太陽光発電）

太陽光発電施設は、平成27（2015）年5月現在、農業農村整備事業等により全国83地区で整備が進んでおり、主に農地法面や農業用施設の屋根等に太陽光パネルを設置するなどし、農業用施設等の電力として利用されています。また、営農を継続しながら農地に支柱を立てて、上部空間に太陽光パネル等を設置する発電設備等の技術開発やその実用化も進んでいます。このようなケースでは周辺農地における

る営農や農業水利施設の機能等に支障がないように配慮し、パネル下部の農地における継続的な農業生産を可能とすることで、農家の所得向上につなげるべく活用することが重要です。

### (農山漁村再生可能エネルギー法活用の動き)

地域資源の有効活用を進める一方、食料供給や国土保全等の農山漁村が持つ多面的機能の発揮に支障を来すことのないよう、農林地等の利用調整を適切に行うとともに、再生可能エネルギーの導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進することも重要です。このため、農林水産省では、平成26（2014）年に施行された農山漁村再生可能エネルギー法に基づき、地域が主体となって協議会を設立し、農山漁村の健全な発展と調和のとれた形での再生可能エネルギー発電の導入を図る取組を促進しています。平成27（2015）年12月時点で、12市町村が同法に基づく基本計画を作成して取り組んでいます。

#### 事例 再生可能エネルギーを活用した戦略的な地域づくり

青森県下 北半島の菜の花の生産で日本一の横浜町は、平成27（2015）年6月に農山漁村再生可能エネルギー法に基づく、横浜町再生可能エネルギー基本計画を策定しました。

同町は人口減少とともに高齢化が進み、耕作放棄地も増加していることから、優良農地を確保して農産物生産を維持しつつ、未利用地、耕作放棄地の有効活用を模索していました。そのような中、再生可能エネルギーの導入に向け、発電事業者や資金調達の専門家参加のもとで協議会を設置し、事業性等を評価した上で、平成27（2015）年に町と風力発電会社との共同出資で、特別目的会社「よこはま風力発電株式会社」を設立しました。今後、町内に発電出力2.3MWの風力発電設備を計14基設置し、平成30（2018）年から発電を開始する予定です。

発電開始後は、風力発電の売電収入の一部を町で基金化し、農林水産分野の施策に活用するとともに、出資見合いの配当金も地域貢献策に活用でき、町の新たな財源として有効活用される予定です。

### (再生可能エネルギーの地産地消)

地域資源から生み出された再生可能エネルギーの電力や併せて発生する熱を、地域内の農林漁業施設等で活用する「再生可能エネルギーの地産地消」を進め、農林漁業のコスト削減や地域の活性化を図ることが重要です。平成28（2016）年度からの電力小売全面自由化の機会を捉え、地域の関係者が主体となって意思決定を行う小売電気事業の取組を促すための支援を行います。

### (バイオマス産業を軸とする地域活性化の動き)

バイオマスは、木質、家畜排せつ物、食品廃棄物、下水汚泥等の動植物に由来する有機性資源で、発電、熱、燃料、素材等幅広い用途に活用できる、地域に密着した身近な資源です。また、大気中の二酸化炭素を増加させないカーボンニュートラルと呼ばれる特性により、その活用は地球温暖化対策に有効であるとともに、天候

に左右される太陽光、風力に比べて安定的なエネルギー源とされています。農林水産省、経済産業省、環境省では農林漁業に由来するバイオマスを活用して持続可能な事業を創出し、ここから生み出された経済的価値を農業振興や地域活性化につなげる活動を推進しています。

また、関係7府省（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）は地域の特色をいかしたバイオマス産業を軸とする環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を推進しており、平成27（2015）年度までに34地域（52市町村）がバイオマス産業都市に選定されています。また、平成25（2013）年度にバイオマス産業都市に選定された北海道別海町では、酪農から供給される家畜排せつ物を原料とした国内最大規模のバイオガス発電施設が平成27（2015）年度に運転を開始するなど、地域の雇用創出や活性化につながる動きがあります。

### 事例 地域資源を活用したバイオガス発電施設

北海道別海町は、乳牛約11万頭を飼育する日本有数の酪農地域です。

平成25（2013）年6月には、関係7府省によりバイオマス産業都市に選定され、平成27（2015）年度には、別海町バイオマス産業都市構想の中核事業として、地域から供給される家畜排せつ物を原料としたバイオガス発電施設が完成しました。

この発電施設の計画発電量は年間約9,600MWhとしており、別海町全6,360世帯の電力消費量の44.2%に相当し、家畜排せつ物を原料としたバイオガス発電施設としては国内最大規模の施設となっています。

さらには、発酵過程において副産物として発生する消化液や敷料を地域の酪農家へ販売し地域酪農経営に寄与することとしています。

別海町は、引き続き発電事業者と協力して地域雇用の創出や地域活性化を図り、別海町バイオマス産業都市構想の実現を目指しています。

### （地域の農産物等を活かした新たな価値の創出）

農業の振興や農村の活性化を図るために、地域の農業者が自ら生産した農産物をそのまま出荷するだけではなく、その副産物を含め、消費者や実需者のニーズに対応した加工、直売等を行い、高付加価値化を図るほか、地域の特性に応じて、観光農園、農家レストランや農家民宿等の多様な取組と融合した事業展開を図るなど、地域資源を最大限活用し、農業を起点として新たな価値を創出する6次産業化を推進する必要があります。

農林水産省では、これら6次産業化に向けた取組を推進しており、例えば、自ら生産した農産物や地域の食材を調理し、地域ならではの料理を提供することにより、農産物の高付加価値化や地域文化の提唱等が行える農家レストランの年間販売額は、平成25（2013）年度で約310億円となり、前年度に比べて38億円増加しています）。

### （農村への農業関連産業の導入等による活性化）

農村の活性化を図るために、農村地域の住民が引き続き農村地域において生活をしていくための所得を確保するとともに、農村地域に人を呼び込む観点から、農

村において就業機会を創出していくことも重要です。

農村地域において就業機会を創出するための制度として、農業構造改革と工業等の導入を一体的に推進することを目的とする農工法が制定されています。平成26（2014）年3月時点で約9千社が操業し、約62万人が雇用されているとともに、市町村からも企業誘致による雇用機会の増大等が評価されるなど、農村地域における就業機会の創出に一定の効果があるところです。一方で、整備された工場用地の中には、企業の撤退等により活用されていない用地（遊休工場用地）も存在しています。このため、地方創生の一環として、平成27（2015）年8月には地域再生法の改正が行われ、遊休工場用地の有効活用を促進するための措置が講じられたところです。また、有識者からなる「農村における就業機会の拡大に関する検討会」を農林水産省に設置し、幅広い視点から就業機会の拡大に向けた総合的な施策の検討を進めています。

#### 第4節 多様な分野との連携による都市農村交流

都市と農村の交流は都市住民の農業や農村に対する理解と関心を深めるとともに、農村で暮らす人々にとっても、地域の魅力の再発見を促す機会となる取組です。

以下では、教育や福祉等多様な分野と連携した都市農村交流の取組について記述します。

##### （都市農村交流の意義）

農村は、その地域における農業生産活動を通じた、生物多様性の保全、良好な景観の形成、文化の継承等、様々な役割を担っており、地域住民や農村を訪れる都市住民にゆとりや安らぎをもたらします。消費者を対象に行った調査では、農山漁村について「地元の新鮮な食材」、「豊かな自然環境」の2点に魅力を感じるとする割合が高く、また、若い世代ほど農林漁業体験に強い興味を寄せるなど農業・農村に対する関心の高さがうかがえます。

##### （グリーン・ツーリズムの取組）

農村において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型余暇活動であるグリーン・ツーリズムは、都市住民の農業・農村への関心を高め、地域の活性化に大きな役割を果たしています。滞在の期間は、日帰りから宿泊を伴う長期的なもの、定期的・反復的なもの等様々で、全国各地で多様な地域資源を活用した農家民宿や観光農園等の取組が展開されており、平成26（2014）年度の農家民宿等のグリーン・ツーリズム施設への宿泊者数は、1,027万人となっています。また、国内外の消費者のニーズの多様性を踏まえ、旅行会社の中には農家民宿や農業体験等を新しい旅行商品として販売する動きもみられるなど、地域の活性化等に大きく貢献しています。

##### （世界農業遺産認定地域の活用）

国連食糧農業機関（FAO）は、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり形づくられてきた伝統的な農林水産業とそれに関わって育まれた文化、ランドスケープ、生物多様性等が一体となった世界的に重要な農林水産業システムを世界農業遺産に認定しています。

我が国では、平成25（2013）年までに認定された5地域に加え、平成27（2015）年12月に開催されたFAO会合において、岐阜県長良川上中流域の「清流長良川の鮎～里川における人と鮎のつながり～」、和歌山県みなべ・田辺地域の「みなべ・田辺の梅システム」、宮崎県高千穂郷・椎葉山地域の「高千穂郷・椎葉山の山間地農林業複合システム」の3地域が新たに認定されました。

認定が地域の人々に誇りと自信をもたらすとともに、農産物のブランド化や旅行者誘致を通じた地域経済の活性化が図られています。

### コラム デザインによる課題解決

近年、課題解決の手段としてのデザインに着目した取組が多くみられます。デザインは、いわゆる見た目の工夫だけでなく、利用する人に商品や取組の背景を伝わりやすくしたり、人と人をつなぐ場を作り出すなど、物事をよりよくする仕組みのひとつとみることができます。

農村には多数の地域資源がありますが、人口減少等様々な課題を抱えていることがあります。

そこに新しい視点を加えることで、これまでなかった商品の開発や観光資源の発掘につながることがあります。農業分野でも、生産施設、農業機械や作業着等にデザインを取り入れ、従来よりも使いやすく、見た目にもこだわったものが出てきており、選択肢が広がっています。

公益財団法人日本デザイン振興会の主催するグッドデザイン賞の受賞作品の中にも、食料・農業・農村分野の取組が多くみられるようになってきました。グッドデザイン賞では、有形無形を問わず、様々な物事を応募対象として受け付けており、応募作品の裏側にあるプロセスや意義等多様な面を総合的に判断し審査が行われています。平成27（2015）年には、観光資源となる牛舎等の生産施設、農家の民家を改修することによるコミュニティの創出等、多くの取組が受賞しました。いずれの作品も、デザインを通じて、課題に対して新たな視点で解決を図った取組となっています。

生産者と消費者のコミュニケーションの道具としてもデザインは重要であり、地域を深く理解するデザイナーを活用する事例も多く出てきています。今後も、デザインを活用した課題解決を図る取組が増えることが期待されます。

### （教育分野との連携）

子供が農業を体験することや農村地域の人々との交流を深めることは、将来の農業・農村に対する国民の理解を高める上で重要です。農林水産省、文部科学省及び総務省では、「子ども農山漁村交流プロジェクト」により、子供の農山漁村における宿泊体験を推進しており、農林水産省では宿泊・体験施設の整備や受入体制づくり、体験活動を支援する人材の育成等を支援しています。

このプロジェクトでは、子供が農林漁家に宿泊するなどして、地域の人々との交流を行なながら、豊かな自然や伝統・文化に触れるなど、農山漁村の生活や農林漁業等を実際に体験します。体験を通じて食の大切さや農山漁村・農林漁業への理解

を深めるとともに、子供の豊かな人間性や社会性を育むなどの教育効果、地域や集落の活性化、女性や高齢者の活躍の場の提供としても期待されています。

### 事例 体験型教育旅行を通じた交流

すおうおおしまちょう

山口県周防大島町は山口県東南部の瀬戸内海に位置し、みかんの生産が盛んな町です。同町では、高齢者の生きがいづくりや町内の活性化等につながることを期待して、平成20（2008）年から体験型教育旅行の受入れを始めました。

受入窓口となる周防大島町体験交流型観光推進協議会は、農漁家への民泊を行いながら地域特産のみかんの収穫を行う農業体験や、収穫したみかんの加工を行う缶詰づくり体験、手作りジャムの専門店を起業した方との意見交換等を体験メニューとして開発し、平成27（2015）年度は3,674人の児童生徒が来訪しています。

みかん収穫体験等を経験した児童生徒からは、「深い思い出になった」、「周りの人とのつながりや家族をもっと大事にしたい」等の感想が民泊先に寄せられるなど、交流を通じ、豊かな人間性や社会性が醸成できたと派遣元の学校では評価しています。受入先の農漁家も、「児童生徒の来訪により活気が出た」、「普段は気づかない生活の知恵や地域の財産などに改めて気づいた」等と評価しています。

### （福祉分野との連携）

近年、農業法人等が、障害者を個々の障害特性に応じて雇用する取組、高齢者が働きやすい環境を整備して、高齢者の健康や生きがいの向上に結び付ける取組等、農業と福祉が連携した取組（以下「農福連携」という。）が展開されています。特に、これまで農業分野は専門外であった企業が農業分野に進出する事例が増えており、障害者就労支援事業所へのアンケート調査によると23.7%は過去4年内に農業活動を始めています。

農林水産省と厚生労働省では農福連携の認知度向上に向け、平成25（2013）年10月に農林水産省で障害者就労支援施設が作る焼き菓子やジャム等の商品即売会を開催しました。さらに、平成27（2015）年6月には、両省の大臣が出席して農林水産省で農福連携マルシェを開催し、全国各地の障害者就労支援施設が生産した農産物や農産加工品等の販売が行われ、来場者の関心を集めました。

### 事例 福祉分野との連携による地域活性化

#### （1）高齢者等が活躍する地域活性化の取組

岩手県花巻市の高松第三行政区ふるさと地域協議会は、地域住民全員を構成員として、少子高齢化等多くの課題を抱える地元を活性化する目的で、平成20（2008）年度に設立されました。

同協議会は、貸し農園や神楽の伝承と後継者の教育、地域の名勝・旧跡の保全整備に取り組むとともに、地域のデイサービスや障害者施設と共同で高松福祉農園を運営しています。

この農園では、山の果実（ガマズミ）、野菜等を栽培し、収穫された農産物

や加工品は「ふるさと宅配便」として地元を離れた同地域の出身者等に届けられています。

現在、同協議会では農園で生産された農作物の加工を通じた新商品の開発を進めており、収益の向上が見込まれるようになれば、活動している高齢者への還元も含め検討しているところです。また、今後の取組として、共同管理している農園の拡張や高齢者生活支援と農産物の加工ができる複合施設の建設等を進めるとともに、農福連携による地域づくりを進めるための法人の設立も検討しています。

これらの活動を開始した後にUターン等の移住世帯の流入があり、世帯数が増加した同地域では高齢者等の活動の場が確保されるなど、農福連携を通じ、地域の活力が高まりつつあります。

## (2) 障害者が活躍する農業活動

山口県萩市の社会福祉法人E.G.Fでは、メロン、いちご、野菜の苗作りから収穫、加工まで、障害者の能力に応じ各工程に障害者が関わる農業事業を展開しています。

下請け的な作業ではなく、本物づくりを目指して、12粒2,500円で販売する有機栽培いちご、高い需要の国産手むき栗等を生産し、営業にも力を入れ、農作物や農産物加工品を販売しており、ほ場での障害者の活動をみた地域住民や農地所有者からの農地の管理依頼も増加しています。

このような活動により、これまで働く場所が少なかった障害者が、農業に生きいきと携わることで、地域の中での存在感が増しています。（第2回「ディスカバー農山漁村の宝」選定地区）